

## ◎石垣市花いっぱい事業補助金を活用される皆様へ

・当補助金は花であふれる石垣市を目指し、花いっぱいのスポットを増やすことにより、美しく明るい町づくりを推進するものです。

当補助金をより幅広く長く活用していただけるよう、下記事項へのご協力、よろしくお願ひします。

### 記

・補助金の対象となる期間は『交付決定日～該当年度末の3月31日まで』となります。

・事業終了後は、下記①②の提出が必要となります。

①支払一覧表及び領収書の提出をお願いします。

(※日付、金額、内容がわかるもの。レシートタイプで構いませんが、内容などがなるべくわかるように加筆ください。)

②作業風景、設置後の風景など写真データの提供をお願いします。

・メールで送る場合↓(随時でも事業完了後でも可)

✉ [heiwa@city.ishigaki.okinawa.jp](mailto:heiwa@city.ishigaki.okinawa.jp)

☆☆☆補助金の対象支出項目について☆☆☆

・原則として草花の植栽における原材料費・消耗品に対するの補助金

※用途によっては一部備品も可能

★その他不明な項目については事前にお問い合わせください。

お問い合わせ

石垣市市民保健部 平和協働推進課 市民協働係

☎TEL82-1253 ☎FAX87-9251

## ◎花いっぱい補助金申請から交付決定、実績報告までの流れ

### □補助金申請

①申請書 ②植栽個所一覧(及び図) ③収支予算書 の提出

### □交付決定

交付決定通知書を発行します。  
※交付の日付より後の支出が補助金の対象となります。

### □概算請求書提出

請求書を提出後、決定額を概算でお支払いいたします。  
※決定額ではないので、実績報告後に不用額や補助対象外については返還いただきます。

## ～植栽・管理～

※活動風景・草花の写真記録をお願いします。

### <事業完了>

□実績報告 ①実績報告書 ②植栽個所一覧(及び図) ③収支決算書  
④領収書・写真など憑依資料 の提出

### □補助金確定

確定通知書を発行します。  
※返納金がある場合は、返納通知書及び納付書も同時に発行します。